

## 市長マニフェストに関するご質問及び回答（市の考え方）

## 全般に関する意見

項目 番号	意見・質問	回答（市の考え方）
1	<p>100%は本当に100%か。</p> <p>資料1に進捗率のものをしを何にしたのかを明記すべきだと思います。ぱっと見ただけでは、マニフェスト項目を100%達成したように見えるので。</p> <p>通し番号7のような形式にするか、資料2の指標の「H26の目標」の部分のみを、資料1のマニフェスト項目の下段に入れ、100%というのはこの目標の達成であることがわかるようにしてはいかがでしょうか。</p>	<p>ご指摘のとおり、資料1だけを見て、進捗率のものをしが何に基づいているのかを読み取ることは困難です。これとは別に資料2「市長マニフェスト進捗状況調査表」を見ていただきますと、各年度の目標があり、それに対する実績が記載され、各年度の目標を達成するごとに○をひとつ、25%の進捗というような評価方法をとっていることがわかるようになっていきます。</p> <p>ご提案のように、資料1に目標を記載すれば分かりやすくはなるのですが、目標部分だけではなお分かりにくいいため、取組みや指標についても記載する必要があります。さらに、項目によっては複数の取組みがぶら下がるため、資料1のボリュームが現在は10ページですが、資料2の38ページにかなり近くなってしまいます。</p> <p>まずは、市民の皆様に資料1で簡単に概要を把握してもらい、そこでさらに詳細を知りたいという方については資料2をみて補完してもらうという考えでございます。ご指摘の点を踏まえ、資料1の1ページ目に、資料1及び資料2の見方という、先日事前資料として別紙で送付させていただいたものを新たに付け加えさせていただくよう改めさせていただきますのでご理解ください。</p> <p style="text-align: right;">（企画部企画政策課）</p>

【資料3】

2

かえるマークの空欄の説明が十分か。  
平成26年度の取り組み内容からマークがつかない理由を読み取れるか、という視点でみてみました。  
通し番号7では「未達成」であること、通し番号15では、「入院に限って」、また通し番号24では「待機者数の増加」がマークが欠けた理由だろうと読むことができました。  
それ以外の、通し番号4、5、6、8、9、18は、読むことができませんでした。特に、5と6では「検討」や「協議中」と言う言葉で示しているのだろうとは思いますが、一般市民には「検討にとどまった」や「協議にとどまっている」などと記載するほうがわかりやすいと思います。他の項目でもわかりやすい表記を望みます。

ご指摘のとおり、「検討にとどまった」「協議にとどまっている」と記載するほうが、まさしく目標を達成できなかったということが分かりやすいと思います。ニュアンスとして、目標の達成までは到達できなかったが、達成に向けて努力しているということを伝えたくてそのような表現になっている部分があります。

ご指摘の点を踏まえ、表現の不適切な部分は分かりやすく改めさせていただきます。

(企画部企画政策課)

## (1) 経済対策『減税と公共投資で、新たな産業と雇用を創出』

項目 番号	意見・質問	回答（市の考え方）
3 1	減税と公共投資で、どのような産業が新たに創出し、どの程度の雇用の創出が図れたのか、具体的にお示してください。	<p>減税の効果検証については、平成 25 年度に減税対象者へアンケート調査を実施しました。雇用の維持や拡大の効果について、質問したところ、「効果がある。ある程度効果がある。」と回答した者が、21.1%となり、「効果がない。あまり効果がない。」と回答した者が 32.7%となりました。</p> <p>減税制度は、税額を限度として設備投資した中小業者に幅広く助成するものです。このため、少額の減税者に対して雇用創出の効果を見出すことは、難しい面がありますが、減税額の規模の大きい法人に対しては、アンケートの結果が示すとおり、一定の効果があったものと考えております。</p> <p>なお、減税額の規模の大きい法人に聞き取りをしましたところ、新たな産業の創出については、確認できませんでしたが、減税対象となった平成 23 年から平成 25 年までの設備投資によって、新たな製品の生産、新たな技術の研究開発及び生産性の向上を図ることができたとの回答を得ております。</p> <p>また、公共投資は土地区画整理事業等の大規模な公共事業、その他にも大小様々な地域経済活性化施策を実施しておりますが、雇用の創出等の効果は具体的に把握しておりません。しかしながら市内の企業が優先的に入札を実施できる制度改正などにより、市内でお金消費された案件もございます。なお、参考までに土地区画整理事業の経済波及効果につきましては、国土交通省市街地整備課によりますと、公的支出額に対し、約 11 倍の経済波及効果が発現するとされています。</p> <p>【参考】法人市民税申告データ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 中小企業数 平成 22 年=3,718 社 → 平成 25 年=3,848 社 +130 社</li> <li>● 同従業者数 平成 22 年=53,018 人 → 平成 25 年=53,210 人 +192 人</li> </ul> <p style="text-align: right;">（総務部資産税課、企画部企画政策課）</p>

【資料3】

<p>4 4</p>	<p>「雇用情勢が引き続き良好であることから見送り」という説明だけでは、ではなぜ創設したのか、また有効求人倍率をその判断根拠としてよいのか、という疑問が生じます。平成 23 年度は必要だったが、その後は必要なくなった、というのは、4 年間のマニフェストの項目にそもそも入れるべき項目ではなかったのではないかと思われるからです。</p> <p>現在の日本社会全体においては、有効求人倍率では雇用の状況は測ることができないのではないかという指摘があります。求人の内容（待遇など）と就職希望者のニーズがマッチしていないためです。</p> <p>有効求人倍率が全国を超えているから実施を見送りしている、と記載するだけでなく、有効求人倍率を根拠としてよいのかや、平成 23 年度の実績に基づく反省点や課題の抽出なども含んだ上で、制度の見直しを図っていなければならないのではないのでしょうか。</p>	<p>平成 22 年度当時はリーマンショックに起因した経済不況により雇用情勢は深刻な状況下であり、労働行政においては離職者に対する就業支援など雇用対策が望まれる経済状況にありました。しかしながら、雇用情勢が急速的に回復したことから、結果的にはマニフェストの項目に入れる必要性がなくなったといえるのかもしれませんが。</p> <p>制度実施を判断する際に有効求人倍率を参考にしたことにつきましては、説明が不十分でした。有効求人倍率は公共職業安定所の調査に基づき算出された数値であることから、労働市場におけるすべての雇用情勢を反映しているとまではいえませんが、地域における雇用情勢を客観的に判断する上では最適な指標であると考えています。産業構造の違いにより地域間において雇用実態に差が生じることを考慮して、より実態に近い状況を把握するために刈谷公共職業安定所管内の数値を参考にしています。</p> <p>これらを踏まえ、丁寧な説明内容に訂正します。</p> <p style="text-align: right;">（産業振興部商工課）</p>
------------	--	---

## (2) 環境『総合政策による環境首都の実現』

項目 番号	意見・質問	回答（市の考え方）
5	<p>取組み①（工場集約化のための適地の検討）②（三河安城駅南地区の市街化区域拡大）とも、当該地域住民のみならず市民一般にも広報等で周知していただきたいです。</p>	<p>取組み① 取組みを進めております工業用地は都市計画マスタープランに市内に6ヶ所が位置付けをされています。今後は早期事業化に向けて様々な課題や条件を整理した上で最も適した場所を候補地として検討していく段階であるため、現時点では広報などでの周知はしていません。なお、都市計画マスタープランは安城市公式ウェブサイト「望遠郷」で公表されていますのでご覧になれます。</p> <p>取組み② 平成24年度に実施したまちづくり基本調査の結果を地元町内会の代表の皆様にご説明させていただいている段階であり、現状での広報等による周知は考えておりませんが、今後、広く市民の皆様にお知らせする必要がある場合には、広報等での周知を行ってまいりたいと考えております。</p> <p style="text-align: right;">（企画部企画政策課、都市整備部都市計画課）</p>

【資料3】

<p>6</p>	<p>6 「主要駅とその周辺整備による鉄道利用促進とともに、あんくるバスの拡充を図り、・・・」とあるが、良い点ばかりでなく、今まであったバスが減っているように思う。バス回数が少なく、また時刻も登校・通勤には適当ではないことから、利用者が増えないのではないか。また廃止したバス路線区間にあんくるタクシーを試行しているが、詳しく教えてほしい。</p>	<p>ご意見の「バス回数が少なく」というのは、おそらく循環線のことだと思いますが、今まで市街地においては同じ時間帯にあんくるバスが連なるように走行しており効率が悪く、循環線を除く地域路線は、便数の確保や遅延の解消、環境負荷の低減などが図れることから、市街地を走行しないルートに設定いたしました。市街地を走るバスが減ったことで、中心市街地の渋滞緩和にも貢献しておりますが、代わりに中心市街地路線が手薄となることから、逆まわりの循環線を1路線追加し利便性を向上しておりますのでご理解をお願いします。</p> <p>また、通勤・通学に利用しにくいことに関しましては、朝6時台から夜9時台まで運行する予定で準備を進めておりましたが、事業者からの運行時間を拡大するために必要なバス運転手の確保が難しいとの理由から断念せざるを得なかったため、現在のダイヤとさせていただきます。今後もあんくるバス利用促進のための施策を検討してまいりますので、ご理解をお願いします。</p> <p>次にあんくるタクシーでございますが、平成24年11月から市内の公共交通空白地域解消を目的とし、試験的に里・橋目町、小川町、高棚・箕輪町の3地区でタクシー車両を利用した、予約式の乗合いタクシーを実施しています。各地区にタクシーの停留所を設け、そこから事前に決められたあんくるバスの停留所（主に福祉センター）まであんくるバスのダイヤに合わせ運行するものです。運賃はあんくるバスと同じ1乗車100円ですが、あんくるバスに乗り継ぐ場合は乗継券によりご乗車できます。</p> <p style="text-align: right;">(都市整備部都市計画課)</p>
<p>7</p>	<p>6 あんくるタクシー試験運行の利用状況、分析等はHPなどに公表されているのでしょうか。現在の課題はどうなっていますか。</p>	<p>あんくるタクシー試験運行の利用状況、分析等の公表につきましては、平成26年2月までのデータにつきまして、ホームページに掲載しています。その後のデータにつきましては年度末に掲載を予定しております。</p> <p>現在の課題については、運行事業者から運転手減により現状維持による継続が難しいとの意見をいただいております。他の運行方法についても研究を行なっていく必要があります。</p> <p style="text-align: right;">(都市整備部都市計画課)</p>

【資料3】

<p>8</p> <p>7</p>	<p>ゴミ減量 30%は、前の予定 20%と変わらない状況である。各家庭で、事業所で、どのような点に気を付けに減量すればいいのかなど、具体的にどんな内容の働きかけをしたのか。</p>	<p>平成 25 年度の燃やせるごみ袋で家庭から排出されるごみの組成分析では、再資源化が可能な古紙類、古布類、プラスチック製容器包装が約 25%含まれており、特に古紙類は約 15%と多いため、これらを分別することにより更なるごみ減量に繋がります。</p> <p>そこで、各家庭での分別の徹底を呼びかけるため、顔を見ての啓発に重点を置き店舗等で啓発用雑がみ回収袋と啓発チラシを配りながら呼びかけを行っております。(平成 25 年度実績 啓発回数 80 回 啓発人数 12,144 人、平成 26 年度予定 啓発回数 83 回)</p> <p>事業所等から排出されるごみに対しては、環境クリーンセンターにおいて搬入物の検査を実施し、不適合物を搬入した事業者への指導を実施しております。また、新たに事業所向けのごみの排出及び分別のガイドブックを作成し、搬入業者や商工会議所などを通し事業者に配布をするとともにホームページでの公開も行っております。</p> <p>(環境部ごみゼロ推進課)</p>
<p>9</p> <p>7</p>	<p>生ごみ焼却炉の耐用年数から考えて、新しい焼却炉の建設が間に合うのかを知りたい。衣浦東部ごみ処理広域化計画は、H21 年の計画では、26 年度から建設に向かって動き出すようになっていましたが、現在どうなっているのでしょうか。</p>	<p>現在の環境クリーンセンターごみ焼却施設は、平成 9 年 3 月から稼動し 17 年が経過しています。設備の老朽化に対応するため平成 23 年度に長寿命化計画を策定し、設備改修を進めることで 30 年程度まで延命することができると考えています。また、平成 25 年度に衣浦東部ごみ処理広域化計画の見直しを行い、新しいごみ処理施設の稼動を平成 39 年度として進めることとしており、今年度から新ごみ処理施設建設に向けて課題整理や必要経費の調査等を進めています。</p> <p>(環境部ごみゼロ推進課)</p>

【資料3】

10	<p>7</p> <p>ゴミ減量は永遠の課題である。この課題に英知をしぼることが大切です。</p> <p>例えば生ゴミ堆肥化を事業化し、販売につなげることも1つの考え方と思います。</p>	<p>生ごみの堆肥化の事業化については、収集方法及び生ごみ以外の不純物の混入や成分の不均一など課題も多く、費用対効果を考えると現状では難しい状況です。生ごみリサイクルについては、堆肥化のほかバイオガス化などを含め、技術の進歩や民間事業者の参入等による状況の変化を見ながら今後も研究調査に取り組んでまいります。</p> <p>(環境部ごみゼロ推進課)</p>
11	<p>7</p> <p>8</p> <p>現在、最大の課題は「生ゴミ」であります。全体のごみの48%を占めています。</p> <p>「生ゴミ」の特徴は、生ものですから当たり前ながら各家庭から必ず出されます。今、30%未達成の最大の原因でもあります。</p> <p>長期的には、衣浦東部ごみ処理計画に基き集約焼却されるようですが、その時でも、基本的には現状の排出量が基本となってコスト分配となり市の財政の負担となることは免れません。</p> <p>今後の対策方法は</p> <p>1) 現在のごみ減量推進委員会を中心とした「生ごみ」減量の推進の拡充</p> <p>2) 生ごみを原料とするバイオマス技術の早期試験→実現化を強力に推進</p> <p>特にバイオマスについては、家庭から出る生物をどのような方法で回収するか課題は大であるが、衣浦東部という範囲を念頭において共同活動出来れば大きな成果になると考えます。</p>	<p>生ごみの減量は、自家処理をお願いしていますが資源ごみの分別に比べ手間と費用がかかり、取組む世帯が少ない状況であります。ごみ減量推進委員会を含む多くの方からのご意見またはご協力をいただき、生ごみの発生抑制と自家処理の推進に努めてまいります。</p> <p>バイオマス技術の実用化について、「一般家庭からの生ごみを原料とし、エネルギーを生成するバイオマス技術」におきましては、異物混入に伴う設備のトラブル回避のための分別精度の確保などに課題を抱えている事例も多く、まだまだ技術革新が必要な状況です。しかし、山口県防府市では、特に異物の分別をしない一般的な「燃やせるごみ」の状態バイオガス化（ごみ焼却施設に併設）を行っています。なお、施設の建設には、敷地の確保や建設費など巨額の公費を投入する必要があり、費用対効果などの検証も必要となります。更に、衣浦東部などの広域での取り組みでは、場所の選定や費用負担など関係市間の調整も必要となります。従いまして当面は、引き続き最新技術に関する調査活動に取り組んでまいります。</p> <p>(環境部ごみゼロ推進課、環境首都推進課)</p>
12	<p>7</p> <p>達成率は25%であるが、厳しい高い目標を掲げており未達成であるが行政の努力だけでは達成できるものではなく、市民そして市内事業所の意識向上を計っていくしかなく時間を要するが挑戦しつづけてほしい。</p>	<p>ご意見のとおり、ごみの排出者である市民及び事業者の協力が無ければごみ減量は進みません。今後もごみ減量の必要性など理解していただき排出者の意識が向上するよう啓発活動等に努力してまいります。</p> <p>(環境部ごみゼロ推進課)</p>

【資料3】

13	8	バイオマス技術を具体的に知りたい	<p>食品廃棄物、下水汚泥、稲わら、麦わら、もみ殻など生物由来の有機性資源のうち化石資源を除いたものをバイオマスと呼びます。</p> <p>本市では、食品廃棄物などの生ごみを電気などのエネルギー生成に再利用するバイオマス技術について調査しております。技術的には微生物の働きで発酵分解する過程で発生するバイオガスを回収しエネルギーを生成する技術、バイオマスを直接燃焼して得られる熱でエネルギーを生成する技術などがあります。</p> <p>(環境部環境首都推進課)</p>
14	8	廃食用油回収の状況、量等をHPで知りたいです。また広報にも毎月載せるとよいと思います。	<p>廃食用油の回収状況については、回収を開始した平成26年8月以降、毎月100リットル強の状態が続いています。現在は試験的回収期間ということで2拠点での回収を実施しており、その結果については今年度の実績が確定した段階でHP等にての公表を検討しています。また、広報等への掲載については、回収実績の変動が少ないことから啓発時や回収場所の拡大時などに検討してまいります。</p> <p>(環境部ごみゼロ推進課)</p>
15	5 ～ 8	環境首都とは、どのような首都をイメージしているのか、具体的にお示してください。	<p>本市では、第7次総合計画の中で環境首都実現のため重点的に推進する施策、事業を主要プロジェクトと位置付け魅力あるまちづくりを推進しております。</p> <p>第1に環境アドバイザーの育成、環境学習拠点の整備、新エネルギーの導入及びごみの資源化などによる「環境実践活動を進める人づくり」。</p> <p>第2に油ヶ淵の水質浄化対策の推進、矢作川水源の森分収育林事業及び民有地の緑化推進などによる「水環境の再生と杜づくりの促進」。</p> <p>第3にレンタサイクルの普及促進、明治用水緑道の整備と活用及びあんくるバスの充実などによる「健康的で環境にやさしい交通環境づくり」。</p> <p>これらの主要プロジェクトを推進することにより環境負荷の少ない持続可能なまちづくり＝「環境首都」の実現と考えています。</p> <p>(環境部環境首都推進課)</p>

## (3) 行政改革『広域視点と市民目線、2つの視点で行革を推進』

項目 番号	意見・質問	回答（市の考え方）
16	<p>9 達成率は50%であるが五市構想を未来への事業として取組んでいくことであり、各市の状況があり難しいが、基礎となることを一つ一つ積上げていく努力があればよい</p>	<p>碧海5市で構成する衣浦東部広域行政圏協議会などの機会を捉え、将来の合併に向けた具体的な協議の環境づくりに取り組んでまいりましたが、各市の立場の相違があり、実現には大変困難が伴うものと思っております。</p> <p>引き続き、相互に行政的なメリットを出すための交流会や勉強会などを実施し、ご意見をいただきましたとおり、実現できるところからひとつひとつ積上げていく努力をしていきます。</p> <p style="text-align: right;">（企画部企画政策課）</p>
17	<p>1 1 市民目線での行革とは、具体的にどのようなことを意味しているのか、教えて下さい。</p>	<p>市民目線での行革とは、市民ニーズを把握し、限られた財源の中で事業の選択と集中を図り、市民とともに市民福祉の増進に努めていくことをいいます。その一つの取り組みとして、事業仕分けがあります。公開の場で議論し、市民が直接判定人として参加することによって、職員と市民が問題点を共有することができ、「事業の見直し」、「事業に対する説明責任の徹底」、「職員の意識改革」につなげることができました。</p> <p style="text-align: right;">（企画部経営管理課）</p>
18	<p>1 1 安城版事業仕分けの実施結果は現行通りとの評価となったが、市職員の取り組み姿勢、事業の周知徹底方法等課題は残っている。</p>	<p>事業仕分けや今年度実施した公開行政レビューを通して、ご指摘の課題は市としても認識しています。逆にこうした取り組みにより職員も実体験したことでそれぞれの意識が向上したことも事後のアンケートで判明しています。</p> <p>今後も市民に対する確に説明責任が果たせるよう職員教育や意識改革に取り組んでまいります。</p> <p style="text-align: right;">（企画部経営管理課）</p>

## (4) 夢・まち『南吉童話の世界をまちづくりに展開』

項目 番号	意見・質問	回答（市の考え方）
19 1 4	<p>更生病院跡地の民間活力利用による集客施設ですが、施設に向けては動き出していることはわかるが、活用民間活力は、どのような状況にあるのか。</p>	<p>更生病院跡地を整備する中心市街地拠点整備事業では、民間活力を導入するPFI方式を安城市で初めて採用しています。PFI方式では、民間事業者が一括して施設の設計、建設、維持管理を行うため、民間のノウハウや技術力を積極的に活用し、合理的な計画のもとコストの削減やサービス水準の向上を図ることが可能となります。</p> <p>本事業においては、公共施設である図書館を核とした情報拠点施設と、民間商業施設であるスーパーマーケット、カルチャースクールを一体的に整備していきます。公共と民間がパートナーとなって事業を行ない、中心市街地の賑わいの創出に取り組んでまいります。</p> <p>現在、PFI方式により、事業者からの提案内容をもとに、設計協議を行っております。今年度中に設計業務を取りまとめ、平成29年6月の開業に向け、順次、施設の建設工事に着手してまいります。</p> <p>開業後におきましても、施設運営に携わる関係者間や地域との連携を深め、民間活力を活用しながら、魅力的な施設を持続できるように取り組んでまいります。</p> <p style="text-align: right;">（都市整備部南明治整備課）</p>

## (5) 少子化対策『高校生までの医療無料化と、若者の結婚支援』

項目 番号	意見・質問	回答（市の考え方）
20	<p>達成率は 75%であるが、子ども医療無料化を高校生までを掲げた以上、入院負担まででは不十分、要努力。</p> <p>27 年度予算計上を期待する。実現してほしい。</p>	<p>中学生までの無料化を拡大しました平成 20 年度以降、医療費の伸びが大きくなった経緯がございます。一因として無料化であるがゆえの安易な受診や頻回受診を想定しておりますが、それにより、医療費 7 割分を負担している健康保険組合の財政状況に影響を与えることとなりました。そのため、現在の医療制度を維持するためにも、保護者の経済的負担が大きく、健康保険組合等への影響が少ない入院医療費の自己負担分に限り、無料化とさせていただきましたので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(福祉部国保年金課)</p>
21	<p>評価する内容ですが、待機幼児は安城市として“0”ですか？</p>	<p>本市は待機児童“0”です。</p> <p style="text-align: right;">(子育て健康部子ども課)</p>
22	<p>若者の結婚支援がどの程度成果を上げたのか、教えてください。</p>	<p>生涯学習課青少年の家では、ユースカレッジ事業やヤングセミナー事業において、若者の出会いの場を提供するイベントを開催したり、男女のコミュニケーション能力を高める講座を開催するなど、若者の結婚支援をしています。</p> <p>ユースカレッジ事業では、年間を通して活動をともにしていくので、実際にはそれが縁で結婚する若者も何組かあります。</p> <p>また、ヤングセミナー事業で取り上げた、男女のコミュニケーション能力を高める講座では、講座終了後も受講生でグループ活動を続け、親睦を深めています。また、中には結婚が決まった受講生もいます。</p> <p>追跡調査、統計を取っているわけではありませんので、具体的な数字は挙げられませんが、成果はあったと感じています。</p> <p style="text-align: right;">(生涯学習部生涯学習課)</p>

## (6) 教育『時代に即した学校・生涯学習の環境を充実』

項目 番号	意見・質問	回答（市の考え方）
23	<p>19 (高校生を対象とした、国際交流のための補助制度について) 4月から施行後半年しかないからかと思いますが、申請者が1名とは少ないと思います。制度を周知し利用しやすくする工夫はどのようにされていますか。</p>	<p>初年度の補助制度へのPRにつきましては、広報あじょうと市ウェブサイトへの掲載及び市内の高等学校等へご案内したところですが、周知が足りなかったと認識しております。 来年度に向けましては、ご指摘の点を踏まえ、さらなる制度の周知、PR方法を検討し、取組んでまいります。  (市民生活部市民協働課)</p>
24	<p>19 生涯学習の環境として、シニア世代の学びは充実していますが、青少年の国際交流の充実、特に語学習得への取り組みは、十分成果を上げていないように思います。この点について、今後の方針をお聞かせください。</p>	<p>青少年の語学習得への取り組みとして、平成26年度は「英会話講座」を開催しました。仕事や海外旅行に役立てたい。楽しく英語を学べた、これからも続けたいなど好評で、学校の授業とは違う体験を若者達にしてもらうことができました。 この他にも青少年の家では、平成23年度に「韓国語入門」、24年度に「ベトナム文化を知ろう・暮らしを知ろう」で異国の文化を学び、25年度に日本の文化を海外に発信していく視点から「茶道」の講座を開講しました。 一般的な語学習得への取り組みは、国際交流協会が英会話教室を開催するなど、継続的に取り組んでいます。 それに加え、異文化への理解を深める講座、語学習得のための講座、どちらも日本の未来を担う青少年に必要な学習ととらえ、今後も開催していく方針です。  (生涯学習部生涯学習課)</p>

## (7) 高齢者福祉『孤独死を生まない安心社会の確立』

項目 番号	意見・質問	回答（市の考え方）
25 24	<p>特別養護老人ホームの待機者数が128名と依然としてかなり多く存在している。この問題の解消に向けての具体的な対策や今後の計画について、お聞かせください。</p> <p>また、この現状は、『孤独死を生まない安心社会の確立』といえるのかどうか、その点も併せてお考えをお聞かせください。</p> <p>達成度75%であるが、毎年入所増加する状況下全てを満たすことは難しい。待機者を増やさない取組をつづけていけばよい。老人ホームの計画的建設計画は必要。</p> <p>3年間で市町村でやらなければいけないこと、それは高齢弱者の要介護者を「在宅での生活が介護者・支援者により賄える」社会をつくらねばならない事を前提に「特別養護老人ホーム」の増設も考えなければならないが、もっと福祉行政の力点を「自宅介護」の課題についてクローズアップしなければならない時期にきていると考えます。</p> <p>介護難民の言葉が発せられる昨今にあるが、介護3以上で通常家庭でどれくらいまで見守ることができるのか？（講習を受ける程度で）⇒＜可能なら介護手当ての申請も考えて＞</p>	<p>多くの高齢者が住み慣れた地域で、家族や近隣の人たちと生活を送っていきたくて望んでいます。そのためには、医療、介護、予防、住まい、生活支援が切れ目なく一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が必要です。一方で、新たな施設整備を行っても特別養護老人ホームの入所待機者が減らないのも事実です。</p> <p>そのため、本市では後期高齢者の急増に対応できるように、あんジョイプラン7の計画期間である平成27年度から29年度までの3か年において、定員100名の特別養護老人ホーム1か所、定員29名の地域密着型特別養護老人ホーム1箇所の整備を進めるとともに、地域密着型特定施設のほか認知症グループホームなど他の施設や居住系サービスの整備と合わせて必要量に対応してまいります。</p> <p>また、今後は在宅における介護を支援するために、小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護など、柔軟できめ細やかなサービス提供体制を充実するとともに、高齢者が住み慣れた地域で可能な限り自立した日常生活が営めるように、安城市版地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいます。本市では、平成9年から地区社会福祉協議会の支援のもとで、町内会区域において、町内福祉委員会が中心となり、サロンなどのふれあい活動、介護教室等の活動、地域での見守り活動などの地域福祉活動を展開していただいております。その社会資源を基盤にして、地域の活動を医療・介護・福祉・行政の専門職が支える体制を作るとともに、個別の地域ケア会議をはじめとして、中学校区レベル・市全域レベルの3段階の地域ケア会議を開催して、PDCAサイクルによる地域の課題解決を図り、解決できない課題は市に提言していただき、施策としての展開を検討します。併せて在宅医療を支えるため、医療と介護の連携を進めるとともにその支援体制の構築に取り組んでまいります。</p> <p style="text-align: right;">（福祉部介護保険課）</p>

## (8) 障がい者福祉『親なき後の生活確立を図る』

項目 番号	意見・質問	回答（市の考え方）
26 25 26 27 28	(8)－①～④の取り組みにより、安城市に住む障がい者の方々の『親なき後の生活確立を図る』ことができたのかどうか教えてください。	<p>①発達に心配のある子どもの早期発見と、療育の充実 就学前という早期に発見し、その子に合った支援をすることで、子どもの基本的な生活習慣の自立と、自己表現の方法や社会適応への手立てを学ぶことにつながっています。</p> <p>②障がい者の親なき後への心配対処として、成年後見制度を確立 成年後見制度については、社会福祉協議会における法人後見を補助金で支援しており、これにより必要な方に対する法人後見受任や相談支援が実施されています。また、成年後見の申立てを行う者がいない場合は、市が市長申立てをしております。</p> <p>③障がい者のグループホームなどに対する補助を実施 グループホームなどに対する施設整備補助事業により、グループホームを計画的に整備し、障害のある方の居場所づくりに努めています。</p> <p>④障がい者入所施設建設を、国・県や周辺市に働きかけ、広域的な整備を検討 現在の国の方針では、入所施設の整備については否定的であるため、入所施設に代わるものとして、日中の居場所となる生活介護事業所と夜間の居場所となるグループホームが必要であると考えています。このことから、グループホームに対する施設整備補助に加え、グループホームに併設する生活介護事業所の施設整備補助を設けており、計画的な整備を促進しています。</p> <p>これらのことから、安城市に住む障がい者の方々の『親なき後の生活確立を図る』ことにつきましては、着実に推進しつつあるものと考えています。 (子育て健康部子ども課、健康推進課、福祉部障害福祉課)</p>

【資料3】

27	2 6	<p>法人後見人受任1件、検討2件で5%足らずで低い。          (受任中12件を入れても27%足らず)          身内でも受ける人は少ない? 弁護士はどのくらい?</p>	<p>社会福祉協議会が実施する法人後見の受任は、後見人となり得る親族等がなくかつ後見人の報酬を継続的に支払うことができない方が対象となります。したがって、報酬を支払うことが可能な方等においては、後見人として弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士などの専門家や福祉関係の公益法人などが家庭裁判所で選任されます。このため、相談者のうち社会福祉協議会が実施する法人後見受任の対象となるのはごく一部の方であり、それ以外の方については、社会福祉協議会に相談された場合にはその手続方法等の支援を実施しています。</p> <p>また、成年後見の申立ては親族が行うので、社会福祉協議会が実施する法人後見受任の対象者以外は、どのような方が後見人になっているか把握することができません。このため、身内の方や弁護士がどのくらい選任されているかは不明です。ただし、成年後見の申立てを行う親族がない場合は、市長が申立てを行います。この場合は後見人を把握できます。ここ3年の状況を調べると、一般社団法人が1件、親族が1件、社会福祉協議会が1件となっています。</p> <p style="text-align: right;">(福祉部障害福祉課)</p>
28	2 8	<p>当事者の方々は何年も前から長い間地道な運動をされています。協議のスピードを上げて一日も早い実現を望みます。</p>	<p>現在の国の方針では、入所施設の整備については否定的であるため、入所施設に代わるものとして、日中の居場所となる生活介護事業所と夜間の居場所となるグループホームが必要であると考えています。このことから、グループホームに対する施設整備補助に加え、グループホームに併設する生活介護事業所の施設整備補助を設けています。今後もこれらの施設整備が計画的に進んでいくよう検討していきます。</p> <p style="text-align: right;">(福祉部障害福祉課)</p>

## (9) 安全安心『市民生活の安全安心をより向上』

項目 番号	意見・質問	回答（市の考え方）
29 29	DV、虐待の実態をどの程度把握しているのか、またその対応は十分なのか教えて下さい。	<p>DV、虐待の実態については、相談や通告で把握に努めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童虐待については、刈谷児童相談センターが平成 25 年度に受け付けた児童虐待の相談件数 262 件のうち本市件数は 68 件となっています。</li> <li>・DV については、本市だけでなく女性相談センター、警察等に相談している実態があります。女性相談センター西三河駐在室が受けた本市の DV 相談は平成 25 年度 76 件となっています。</li> </ul> <p>DV や児童虐待の対応等については女性相談センターや児童相談センターに相談し、適切な対応に努めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・DV については、相談先等について広報やミニパンフレットなどで啓発に努めています。また、相談時、保護の必要がある人には、一時保護施設の利用を促し、その後の支援を行っています。</li> <li>・児童虐待については、市民には広報・街頭キャンペーンで、各課・関係機関には研修にて虐待の実態や相談・通告先について周知を図っています。</li> </ul> <p>また、児童虐待の通告があった場合は、児童相談センターと連携し、全ケースの安全確認を行い、必要な支援につなげるよう努めています。</p> <p>今後に向けて、DV、児童虐待を早期発見し対応していくために、DV、児童虐待についての啓発と、各課や関係機関の連携を強化してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（子育て健康部子育て支援課、市民生活部市民協働課、市民課）</p>